令和４年度　沼田市立利南東小学校「いじめ防止基本方針」

１　学校いじめ防止基本方針、及びいじめ防止等の対策のための組織

（１）いじめの防止等の対策に関する基本理念

【学校の教育目標】

社会の変化に主体的に対応できる豊かな心、高い知性、強い意志を備え、生き生きと自己表現でき、心身ともにたくましい実践力のある子どもを育てる。

進んで勉強する子	思いやりのある子
心身ともに健康な子	ねばり強くやりぬく子

【目指す児童像】

人権尊重の精神にもとづき、公正・公平にふるまい、差別のない人間関係を結ぶことのできる児童

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童が一定の人間関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

（２）いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する（生徒指導委員会がこれを兼ねる）。

＜常時委員会：生徒指導委員会　構成員＞

校長、教頭、教務、生徒指導主任、各学年ブロック生徒指導担当、養護教諭、教育相談主任
特別支援教育コーディネーター、※特別支援学級担任(必要に応じて)

＜拡大委員会　構成員＞

校長、教頭、生徒指導主任、各学年ブロック生徒指導担当、養護教諭、教務、教育相談主任
特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、PTA本部役員

＜組織の主な役割＞

①児童の実態に関する情報交換及び共通理解
②未然防止から対応に至るまでの計画・指導に関する協議
③未然防止に関する職員の資質能力向上のための校内研修に関する協議
④年間計画に基づく取り組みの企画・運営や有効性の検証
⑤「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

＜開催＞

月1回を常時委員会・定例会とし、状況に応じて随時開催する。
拡大委員会を開催し、いじめ防止等のための対策について共通理解を図る。

２　未然防止に向けた取組

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策となる。児童一人一人の自己有用感を高め、認めあえ

る風土を醸成していくために、以下の事項に重点的に取り組む。
（１）「わかる」授業のための授業改善
○生徒指導の3つの機能を（「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定を与える授業」）を活かした授業づくり。
○校内研修主題「考えを伝え合い、深めることができる児童の育成」を意識した授業の充実。（一人一授業の実践、小集団活動の効果的な活用、沼田市教育水準向上授業研究会を意識した実践）
○振り返り学習の充実。。
（２）学習規律の徹底～居場所づくりに向けて～
○「忘れ物をしない」
○チャイム着席
○授業中の正しい姿勢
○発表の仕方、聞き方
（３）学習集団づくり
○話し合い活動、学級活動の充実
○居場所づくり
○絆づくり
（４）児童会活動の充実
○ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、本校においては、平成26年度・いじめ防止に向けたスローガン「ともに助け合おう、となみの子」を掲げ、学校全体として統一した取組を進める。
○児童がいじめ防止に向けてできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。
○人間関係づくりを意識した集団活動を充実させる。
（５）環境づくり
○学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する。
○「いじめ防止宣言」や「いじめ防止ポスター」、「人権標語」を掲示する。
○学校行事や児童会活動等で、児童が活躍した様子を掲示する。
（６）道徳教育・人権教育の推進
○規範意識、友情、思いやり、公正公平などの道徳的価値について、じっくりと考え、考えを深められるよう、「道徳の時間」を充実させる。
○「道徳の時間」を核として、教育活動全体を通して児童の道徳性を育む。
○お互いの良さや違いを認め合える指導を充実させる。
○教職員がいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
（７）自然体験、交流体験、社会体験の充実
○「命の大切さを実感させる」「他人を思いやる心を育てる」など、6年間を見通して体系的・計画的に実施する。
○異年齢交流などを計画的に展開し、リーダーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気づかせたりする。
（８）インターネット等を通じて行われている、いじめに対する対策
○情報モラル教育の計画的な推進、及び児童・保護者に対して注意を喚起していく。
○保護者に対して十分な啓発を行い、家庭での指導を促す。
（９）学校間の連携や他機関の協力体制の整備
○幼稚園、中学校との情報交換を行う。
○万引き防止教室を行うなど、沼田警察との連携を図っていく。

３　早期発見に向けた取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有することである。そのためには、教師がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見向く目を養うことが重要である。また、定期的な面談やいじめアンケートを実施し、複数の教師が結果を分析し、いじめの早期発見に努める。

いじめは「見えにくいもの」「隠されるもの」であることを十分に認識し、問題の発見に努力する。早期発見のため、次の手だてを講じる。
（１）複数の職員による日常生活の観察から、次のような点に留意し、気になる様子を発見する。
○□あだ名を言う。呼び捨てをする。相手のいやがることを言う。（落書きをする。交換日記や手

紙に書く。）
○□無視する。からかう。
○□不自然に机を離す。
○□授業中、「・・・」とはやし立てる。
○□物を隠したり盗んだり壊したりする。　等、相手のいやがることをする。
（２）日記・連絡帳、チャンス相談、休み時間等の雑談を通して、気になる様子を発見する。
（３）出欠状況等から、不登校ぎみの場合、原因として人間関係上のトラブルはないか、推測する。
（４）悩み調査や休み時間調査の結果から、児童の生活状況や悩み等を把握する。
（５）保護者や地域の方々からの情報を得る。
（５）普段から、職員室で児童の小さな変化等について話題にする。

＜いじめの態様＞
○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
○仲間はずれ、集団による無視をされる。
○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
○ひどくぶるかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
○金品をたかられる。
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
○いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
○その他

４　早期解消に向けた取組

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長の指示のもと「いじめ防止対策委員会」が中心となり、「沼田市いじめ防止基本方針」を参考にしながら迅速に対応し、事実確認、被害児童のケア、課外児童の指導等、問題の解消までを行う。
（１）いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
（２）いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止対策委員会」を開き、対応を協議する。
（３）いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
（４）いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
（５）事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
（６）犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

１，小さなことに目を向け、指導すべきことはその場で指導し、問題を小さいうちに解決する。
２，いじめは重大な人権侵害であることを全体・学年学級・個別にと重層的に指導し、学校全体としてまた学年学級として、いじめをゆるさない雰囲気をつくる。日頃から、正しいことが通用する学年・学級経営を展開し、「傍観者」をつくらない。
３，学年会議・ブロック会議・少人数担当との打合せ等において情報交換を行うとともに、問題の共通理解を図る。併せて、対応策を検討する。
４，問題が発見されたときは、解決のための取り組みを直ちに開始する。
５，いじめ問題対策委員会において情報交換を行うとともに、問題の共通理解を図る。併せて、対応策を検討する。さらに、職員会議において共通理解を図る。問題の状況により適切な対策チームを編成して、「誰が　いつ　何を　どうする」の役割分担を決め、当該の児童及び保護者に対応する。
６，解決には以下の手順を原則とし、状況によって組織的な取り組みを進める。
①事実の究明
○聴取は、基本的に「被害児童　→　周囲にいる児童　→　加害児童」の順に行う。
○複数の職員で事実に食い違いがないかどうかを確認しながら聴取を進める。
○秘密を厳守し、当該児童への報復等がないよう細心の注意を払う。
○保護者への説明は、誤解・誤認を避けるため、必ず職員が直接行うようにする。

②各層の児童への指導
ア　被害児童への対応
　○必ず守り通すという姿勢を明確に示し､職員の誰かが相談相手になることを伝え安心させる。
　○いじめを受けた辛さや悔しさにじっくり耳を傾け、共感的に話を受け止めていく。
　○表面的な変化から解決したと安易に判断せず、観察・支援等を継続する。
　○心の変容等を観察しながら、状況によっては教育相談を継続実施する。
イ　加害児童への対応
　○いじめを行った背景・理由を明確にし、行為に対しては毅然とした態度でのぞむ。
　○自分の行動をしっかり内省させ、今後とるべき態度・行動について明らかにさせる。
　○被害児童の辛さに気づかせ、加害者としての自覚を持たせ、責任転嫁等は一切させない。
ウ　周囲の児童への対応
　○周囲ではやし立てたり傍観したりすることも問題の関係者であることを自覚させる。
　○いじめの事実を知り告げることは、辛い立場の人を救うことであり、学友として当たり前のことであることを知らせ、集団全体で本気で取り組んでいく姿勢を示す。
○自分の行動をしっかり内省させ、今後とるべき態度・行動について明らかにさせる。
③保護者との連携
ア　被害児童の保護者との連携
　○事実が明白になった時点でできるだけ速やかに家庭訪問を行い、事実を正確に伝える。
　○全面的に児童を守り支援していくことを伝え、学校としての方針を具体的に示す。
　○事後の状況について経過観察していく方針を伝え、理解と協力を得る。
イ　加害児童の保護者との連携
　○事実が明白になった時点でできるだけ速やかに家庭訪問を行い、事実を正確に伝えるとともに、その場で児童に事実を再確認させる。
　○相手の児童の状況を伝え、いじめの実態を認識してもらう。
　○保護者の謝罪が必要な場合には、その内容や方法について示唆できるようにしておく。
　○指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

5　いじめの解消について

いじめの解消については、以下の点により、いじめを受けた児童及び保護者に寄り添い、新地用に判断する。

①いじめに係る行為が、相当期間(少なくとも３ヶ月間)止んでいること。
②いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

6　重大事態への対応

（１）重大事態の定義
①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
（２）重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。
①重大事態が発生した旨を、沼田市教育委員会に速やかに報告する。
②沼田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を実施する。
④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
⑤法を犯す行為が認められる時は、沼田市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。